

定款細則

(理事長の職務権限)

第1条 この細則は社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会定款第27条に規定する理事会が定める「日常の業務」即ち理事長の専決事項を定めることを目的とする。

2 「日常の業務」とは次に掲げる事項とする。

- (1)「園長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- (2)職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3)債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(4)設備資金の借入に係わる契約であって予算の範囲内のもの。

(5)建設工事や物品購入等の契約のうち次に掲げる軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。

イ 施設・設備の保守管理、物品の修理等。

ウ 緊急を要する物品の購入等。

尚、契約の金額及び範囲については別表1の通りとする。

(6)基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。

尚、金額範囲については別表1の通りとする。

(7)損傷その他の理由により不要となった物品、または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。

(8)予算上の予備費の支出。

(9)入園者の日常的な処遇に関すること。

(10)寄付金の受入れに関する決定。

但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。

3 尚、前項各号の中で諸規定において定める担当者に委任されているものも含まれる。

別表1

契約の種類	金額
1 施設・設備等の工事・修理	250万円
2 食料品・物品等の購入	160万円
3 前各号に掲げる以外のもの	100万円

二社見積もりとする。もしくは緊急の時は、随意契約理由書を作成する。